

東村山市災害廃棄物処理計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果

1. 案件名	東村山市災害廃棄物処理計画（素案）	
2. 担当所管	(1) 名称	東村山市資源循環部廃棄物総務課
	(2) 所在地	〒189-0001 東村山市秋津町4-17-1
	(3) 電話番号	042-393-5111(代表) 内線2612、2613
3. 概要	(1) 意見募集期間	平成30年11月28日(水曜)から平成30年12月17日(月曜)まで
	(2) 周知方法	市ホームページ、市報ひがしむらやま平成30年11月15日号、資料の設置場所へのポスター掲示
	(3) 資料の設置場所	廃棄物総務課窓口（秋水園）、美住リサイクルショップ、市役所情報コーナー（本庁舎1階）、いきいきプラザ総合窓口（いきいきプラザ1階）、ワンズタワー内地域サービス窓口、各公民館、中央図書館、富士見図書館、ふるさと歴史館、市民スポーツセンター、各ふれあいセンター、青葉地域センター、社会福祉センター、子育て総合支援センター「ころころの森」、市ホームページ
4. ご意見をお寄せいただいた人数	3名（内訳：各施設での提出1名、郵送での提出1名、市ホームページ・メールでの提出2名 ※同一名で複数手段により提出されているため、内訳数の計は合計数と一致しない）	
5. お寄せいただいたご意見の数	15件	
6. お寄せいただいたご意見の内容と市の考え方	別紙のとおり	

お寄せいただいたご意見のうち1つのご意見の中に複数にわたる内容が記載されている場合は、分割・移動させるなど整理して掲載しています。また、明らかな誤字・脱字等の修正等を除き、可能な限り原文のまま掲載しています。

通番	ご意見	市の考え方
1	<p>【資料 2 頁：計画の位置付け】 2 ページに「図 1 本計画の位置付け」があるのですが、「東京都災害廃棄物処理計画」の 2 ページにある図では、右横下の「〇〇災害における東京都災害廃棄物処理推進計画」と「〇〇災害における災害廃棄物処理実行計画」の間に双方向の矢印が付いています。なぜ東村山市の計画には、「〇〇災害における東京都災害廃棄物処理推進計画」と「〇〇災害における災害廃棄物処理実行計画」の関係を示す矢印がないのでしょうか？付けるべきだと考えます。</p>	<p>発災後は、本計画をもとに、災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。本計画で想定する大規模災害時には広域的な体制により廃棄物処理を行っていく必要があります。東京都の策定する計画と整合を図られたものである必要があることから、ご指摘の箇所を修正させていただきます。</p>
2	<p>【資料 11 頁：災害廃棄物対策の基本的な考え方】 第 1 章第 5 節 災害廃棄物対策の基本的な考え方 (3) リサイクルの推進中 徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋め立て処分量の削減を図る このように記載されておりますが、災害が発生した場合、たぶん人手は幾らあっても足りないと思います。そのような中、実際にリサイクルの推進が出来るのか不安です。 リサイクルの推進という条項を文案に入れるのは必要であり省くことは出来ませんが、リサイクルとして処理行動する具体的な方針を記載すべきと思います。</p>	<p>リサイクルの推進にあたっては、災害廃棄物の分別の徹底にご協力いただくことが必要であると考えております。 基本的な災害廃棄物の分別、選別等の流れは、資料 12 頁「図 4 災害廃棄物の処理フロー」に記載しているとおりですが、被災現場における分別や、仮置場の管理・運営の徹底によりリサイクルの推進を図ってまいります。 発災後の混乱した状況下で、大変なご不便ご迷惑をお掛けすることになるかと思いますが、皆様にご理解ご協力いただけるよう、平時から周知を行ってまいりたいと考えております。</p>
3	<p>【資料 15 頁：災害廃棄物処理の進め方】 第 2 章の災害廃棄物対策のシナリオ(平時→初動期→応急対応期→復旧・復興期)で東村山市固有のリスクおよび対策があるのでしょうか？</p>	<p>本市の災害廃棄物対策を考えていく上での今後の課題は、資料 40 頁「おわりに」に記載しておりますとおり、甚大な被害により本市の処理体制のみでの対応が困難となった場合に備え、広域的な連携体制を整備していくことであると認識しております。今後、各関係団体や近隣自治体等と連携を図り、災害時の協力体制を構築していくよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>

通番	ご意見	市の考え方
4	<p>【資料 16 頁：組織体制】</p> <p>16 ページにある「図 5 災害廃棄物処理にあたっての組織体制」ですが、なぜ「総務」「資源管理」「処理」「受援」の 4 つの班の上に「清掃班」があるのでしょうか？「清掃班」が 4 つの班を統括・管理するということなのでしょうか？もしそうだとしたら「班」の班長と、「災対資源循環部」の部長はどういう位置付けになるのでしょうか？ 災害時の情報の迅速化を考えるのであれば、「清掃班」をなくし、単純に「災対資源循環部」の下に 4 つの班があるという組織構成の方がスムーズだと思うのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>災害時の組織体制は、「東村山市地域防災計画」67 頁（第 1 編第 3 部第 1 章第 1 節）で、災対資源循環部に清掃班を置き、災対資源循環部長は資源循環部長、災対資源循環部清掃班長は施設課長としており、これに基づき、資料 16 頁のとおり、東京都と緊密に連携し災害廃棄物処理を実行していくための同一機能を持った組織体制として、清掃班の業務を 4 つに分類し、総務班、資源管理班、処理班、受援班としておりました。</p> <p>組織体制としては、清掃班という班の下に、同じ組織単位である班を配置することは運営面で混乱を招く可能性もあることから、下に記載のとおり、清掃班に総務担当、資源管理担当、処理担当、受援担当をおく体制に修正させていただきます。</p> <p>なお、災対資源循環部長は災害対策本部長（市長）の命を受け部の事務を掌理し、災対資源循環部の職員（各班長含む）は部長の命を受け部の事務に従事するという位置付けであり、部長及び班長はそれぞれ役割を有していることから、清掃班は削除せず、以下の修正内容のとおりとさせていただきます。</p> <p>※以下のとおり文言修正</p> <p>○資料 16 頁「図 5 災害廃棄物処理にあたっての組織体制」の「総務班」を「総務担当」、「資源管理班」を「資源管理担当」、「処理班」を「処理担当」、「受援班」を「受援担当」に修正。</p> <p>○資料 17 頁「表 15 各担当の業務内容」の左から 1 列目各行の「班」を「担当」、左から 2 列目上から 1 行目の「担当」を「業務区分」、左から 2 列目上から 2 行目以下各行の「担当」を削除。</p>

通番	ご意見	市の考え方
5	<p>【資料 19 頁：協力・支援体制】</p> <p>19 ページにある「民間事業者との連携」という項目タイトルは、実際の連携相手が単なる事業者だけでなく、「東村山市建設業協会」や「東村山市環境整備事業協同組合」といった団体も含まれることを考えると、「民間事業者等との連携」とした方がよいと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり「(3) 民間事業者等との連携」とさせていただきます。</p>
6	<p>【資料 19 頁：協力・支援体制】</p> <p>19 ページにある「表 18 民間事業者等との協定」の 1 番目に東村山警察署と東村山消防署が記載されていますが、災害時においては当然の連携相手なのですから、あえて明記する必要はないのではないのでしょうか？</p>	<p>協定ごとに締結先の主体は様々であり、平時はもちろんのこと発災時においても、本計画により締結先相手方を速やかに確認できるようにするため、資料 19 頁のとおり記載しておくことが必要であると考えます。</p>
7	<p>【資料 19 頁：廃棄物処理施設等の補修体制の整備等】</p> <p>第 2 章第 1 節 4-(2) 廃棄物処理施設等の補修体制の整備等</p> <p>「補修等に必要となる資機材や再稼働に必要な燃料、薬品等の備蓄を推進」とあります。</p> <p>これについてはその通りでありますので、毎年度計画性を持って対応していただきます。</p>	<p>市の廃棄物処理施設等は、発災時の災害廃棄物処理等にあたり重要な役割を有することから、ご指摘のとおり、被災した場合に対処するため計画的に取り組みを推進してまいります。</p>

通番	ご意見	市の考え方
8	<p>【資料 9、15、17、19 頁：仮設トイレ】</p> <p>仮設トイレについて、必要量把握、設置（15 頁）、仮設トイレの確保等（17 頁）記載されておりますが、必要量は記載がありません。</p> <p>災害発生後すぐに必要量を確保することは困難と思います。必要量の確保を平常時から図っていくべきだと思います。</p> <p>素案を成文化するにあたって、必要量をどのように確保していくか具体的な計画を記載すべきだと思います。</p> <p>なお仮設トイレ確保について、東村山市地域防災計画にはあるのでしょうか。あるとすれば防災計画との整合性を図るべきであり、その点を本計画に記載の必要があると思います。</p>	<p>仮設トイレの必要量につきましては、資料 9 頁「表 7 し尿収集必要量等の推計」において、環境省の「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-11-1-2】」の推計方法に基づき、便槽を備えた汲み取り式の仮設トイレが 576 基必要になるものと推計しております。</p> <p>仮設トイレの確保につきましては、東村山市地域防災計画 141 頁（第 1 編第 3 部第 1 4 章第 2 節）で、「レンタル業者等から確保する。不足する場合は、都福祉保健局に要請して確保する」としており、資料においては、19 頁の（3）民間事業者との連携の項目で、「仮設トイレを保有している民間事業者との連携体制を構築していく」としてします。</p> <p>今後は、災害時速やかに仮設トイレが確保・設置できるよう、民間事業者等との協定の締結等により連携体制の構築を進めてまいりたいと考えております。</p>
9	<p>【資料 20、25 頁：仮置場】</p> <p>第 2 章第 1 節 5 平時（発災前）の仮置場、第 2 章第 2 節 4 初動期の仮置場について</p> <p>前者は「発災時には被害状況を速やかに把握した上で仮置場の適地の選定を行うこととする」、後者は発災後「災害家屋等からの災害廃棄物の搬出が始まるため、市災害対策本部のもとすみやかに仮置場を設置する」と記載されております。</p> <p>ひとたび災害が発生すればすぐに仮置場決定は難しいと思います。平常時から決めておく必要があると思います。素案ではどこに設置するか見えません。具体的な場所を決めておくべきと思いますがどうでしょうか。</p>	<p>一定程度の面積を有する公園や広場等のオープンスペースには、住民の避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点等の様々な用途があり、発災後の被災状況や必要となる対応等により各オープンスペースの用途を決定していきます。</p> <p>従いまして、本計画においてあらかじめ仮置場の具体的な場所を記載することは難しいものと考えておりますが、発災後の混乱した状況下においても速やかに仮置場の選定が進められるよう、平時において仮置場として使用可能性のあるオープンスペースの把握に努めてまいりたいと考えており、これにつき計画に追記致します。</p>

通番	ご意見	市の考え方
10	<p>【資料 20 頁：仮置場】 20 ページの「表 19 仮置場の分類」にある「二次仮置場」の役割は、「東京都災害廃棄物処理計画」9 ページに明記されている役割と違います。市の計画では「一次仮置場での分別が不十分な場合等に設置する。」とありますが、こういう役割は都の計画では明記されてませんし、「東京都災害廃棄物処理計画」42 ページの用語集においても書かれていません。都の計画との整合性を図るためにも文章を見直すべきだと考えます。</p>	<p>環境省の「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-1】」では、二次集積所（二次仮置場と同義）は、「廃棄物の状態や場所によって、一次集積所のみで良い／一次集積所しか設定できない場合もある。一次集積所での分別が不十分な場合等は、二次集積所が必要となる」と記載されています（「一次集積所」は一次仮置場と同義）。</p> <p>仮置場は、一度に処理施設に搬入できない大量の災害廃棄物が発生した場合、処理までの間に保管・選別等を行う場所として必要に応じて設置するものであり、特に、災害の規模等によって一次仮置場での分別状況が十分でない場合等に二次仮置場を設置し処理を行うことから、資料 20 頁のと通りの記載としております。</p> <p>なお、「東京都災害廃棄物処理計画」9 頁では、「被災建築物の公費解体を開始するまでに、中間処理に必要な機材を設置し、災害廃棄物の減容化及び再資源化のための処理を行う「二次仮置場」を整備し、」とありますが、「被災建築物の公費解体を開始するまでに、」は時間的な目安が示されているものであり、それ以降の文言は、資料 20 頁の「一次仮置場等から運搬されてきた災害廃棄物を集積し、仮設処理施設等を設置して中間処理（破碎、焼却等）を行う」と同内容を意味することから整合は図られているものと考えます。</p>
11	<p>【資料 6、22 頁：市民等への広報】 災害廃棄物の区分け（P22） 災害廃棄物と通常の事業系産業廃棄物／家庭系一般廃棄物の区分けを明確にしないと、便乗ごみが災害廃棄物に紛れる恐れがあります。</p>	<p>本計画で対象とする災害廃棄物は、資料 6 頁の表 3 の太枠内に示す廃棄物としています。</p> <p>ご指摘いただきましたように、発災時には災害と関係性が見られないような事業系廃棄物等が便乗ごみとして排出され、災害廃棄物の円滑・迅速な処理の妨げとなっている例が見受けられます。</p> <p>対応といたしましては、発災後に設置する仮置場の管理・運営を徹底するとともに、平時及び発災後に実施する広報により市民や事業者の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

通番	ご意見	市の考え方
12	<p>【資料 33 頁：水害廃棄物】 洪水ハザードマップ（P33） 洪水ハザードマップを自治会に配布するだけでなく、該当地域住民に周知徹底しないと災害廃棄物の仮置き場選定時に協力を得られません。東日本大震災や西日本豪雨等の教訓を活かしてください。</p>	<p>洪水ハザードマップにつきましては、平成 28 年に作成した「東村山市防災ガイドマップ」内に、災害対応等とともに記載しており、市民の皆さんに全戸配布するとともに、転入されてきた方にも転入手続き時に配布し、市民の皆さんに周知を図ってきたところです。</p> <p>災害廃棄物の仮置場は、発災時の被災状況等から判断し必要となる地域に設置していくことから、洪水ハザードマップからあらかじめ地域を想定して周知を行うことは難しいと考えますが、引き続き防災にかかる情報提供として広く周知を図ってまいりたいと考えております。</p>
13	<p>【資料 40 頁：教育、訓練、計画の見直し】 教育、訓練、計画の見直し（P40） 政府や東京都からの指示を待つのではなく、教育／訓練／計画においても自主的な改善活動を実施してください。</p>	<p>平時より、教育、訓練に関しては、自主的に進めていくものと捉えており、本計画につきましても、今後対応に向けた取り組みを進めていく中で必要と判断した場合や、近年の大規模災害への対応事例など情報収集を行う中で新たな知見が得られた場合など、様々な機会を捉えて見直しを行い改善してまいります。</p>
14	<p>【資料 40 頁：教育、訓練、計画の見直し】 第 3 章の教育、訓練、計画の見直しで、具体的な P D C A サイクルがあれば示してください。</p>	<p>現段階においては、定期的実施していく教育、訓練を通じて改善すべき点が見られた場合や、災害廃棄物処理の対策事例の情報収集を行うなかで必要と判断した場合に見直しを行っていくことを想定しております。</p> <p>資料 22 頁に記載のとおり、今後は、本計画の内容に基づいて、実務的な業務の手順等を記載したマニュアル整備を進めてまいりますことから、その中で P D C A サイクルの更なる具体化を図っていきたいと考えております。</p>
15	<p>【資料 6 頁他：用語】 「道路啓開」など聞きなれない言葉が多数出てくるので、「東京都災害廃棄物処理計画」の巻末にある「用語集」と同じで構わないので、巻末資料として付けて欲しいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、巻末資料に用語集を追加し、用語の説明を記載させていただきます。</p>